

事 務 連 絡
平成29年5月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に
記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康
保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて
連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成29年5月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第215号)が公布され、平成29年6月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成29年6月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱ区分133④を次のように改める。

④ 下大静脈留置フィルターセット

① 標準型

B0021330401

② 特殊型

B0021330402

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点収表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点収表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

| 機能区分 | 機能区分コード | | | |
|--------------------|---------|-----|-----|----|
| 001～132 (略) | | | | |
| 133 血管内手術用カテーテル | | | | |
| (1)～(3) (略) | | | | |
| (4) 下大静脈留置フィルターセット | (別添) | | | |
| ① 標準型 | B002 | 133 | 104 | 01 |
| ② 特殊型 | B002 | 133 | 104 | 02 |
| (5)～(22) (略) | | | | |
| 134～191 (略) | | | | |

| 機能区分 | 機能区分コード | | | |
|--------------------|---------|-----|-----|--|
| 001～132 (略) | | | | |
| 133 血管内手術用カテーテル | | | | |
| (1)～(3) (略) | | | | |
| (4) 下大静脈留置フィルターセット | B002 | 133 | 104 | |
| (新設) | | | | |
| (5)～(22) (略) | | | | |
| 134～191 (略) | | | | |